

学校いじめ防止基本方針

～子ども達が安心して学ぶことができる環境を～

令和二年 4 月

白山市立広陽小学校

— 目 次 —

1	いじめの問題への基本姿勢	1
2	いじめの理解	2
3	いじめの未然防止のために	3
4	指導体制の在り方	5
5	いじめの早期発見	8
6	いじめの対応	11
7	具体的な取組	13
8	主な相談機関の案内	20

1 いじめの問題への基本姿勢

○いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

（1）いじめを許さない学校づくりのために～教師一人ひとりが意識すること～

① いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること **早期発見**

- ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。但し、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ問題対策チームへ情報共有することは必要となる。

② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること **意思表示**

- ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
- ・いじめる児童に対しては出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要。

③ 児童生徒一人一人を大切にす意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること **未然防止**

- ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。

④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること **継続的指導**

- ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。

⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること **情報共有**

- ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 いじめの理解

(1) いじめ問題の基本的な考え方と認識

- ・いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」であっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活等所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成がされるようになることが必要である。

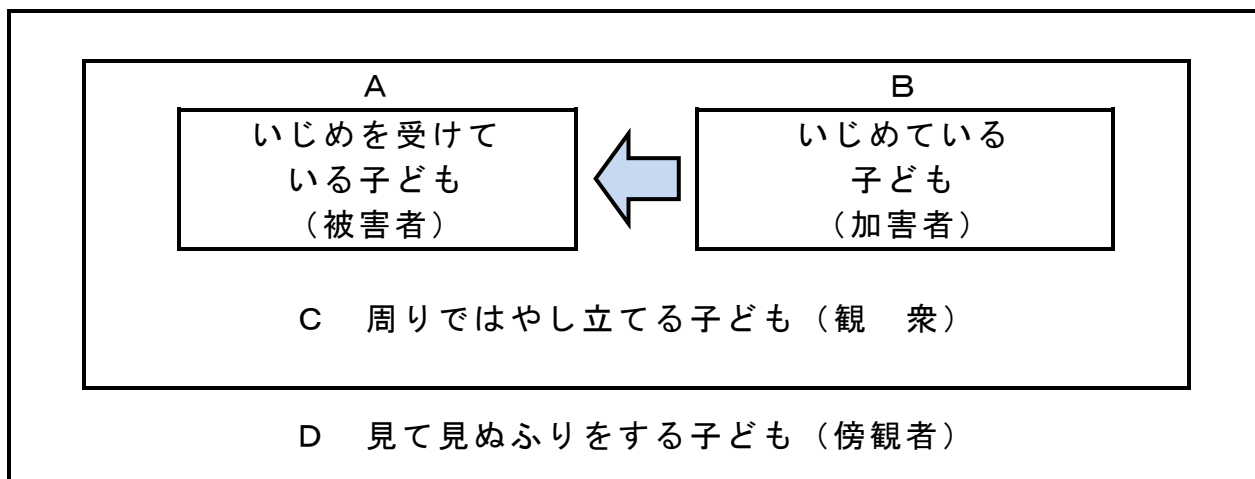
(2) いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・不自然に机や椅子が離されたりしている。
- ・暴力行為を受ける。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする。
- ・金品をたかられたり、使い走りをさせられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・係決めなどで、ふざけ半分に推薦される
- ・練習のふりをしたり、集団でねらったりして、ボールをぶつけられる。
- ・うわさを流される。
- ・その他

等

(3) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。いじめの「四層構造」をしっかりと認識しておくこと。



- ・AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

- ・C（観衆）やD（傍観者）の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。
- ・傍観者が仲裁者となれるような指導を行う。

（４）「いじめは笑いに隠される」

- ・いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。
- ・そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。
- ・しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがある。
- ・また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。
- ・さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりうる。

被害者が笑っていたり、楽しんでいたりしていそうだとって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切です。

（５）子どもの心理

<いじめられている子どもの気持ち>

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがある。

<いじめている子どもの気持ち>

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

<いじめの原因>

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

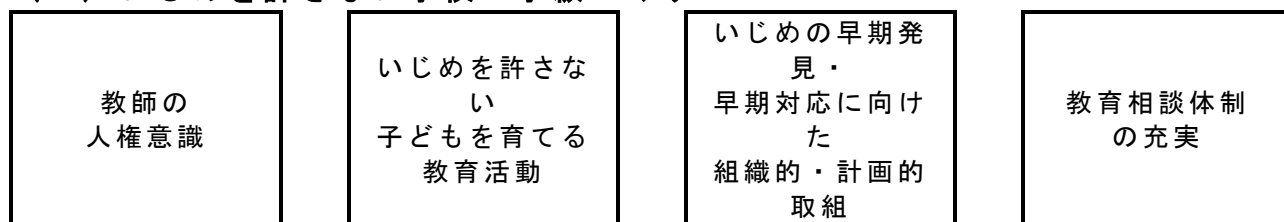
（６）ネット上のいじめの特徴

次のような理由から、発見や特定が難しい場合がある。

- ・匿名性から、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめ被害が思わぬ速さで深刻化する。
- ・メールやパスワードをかけた仲間内で発生していることがある。

3 いじめの未然防止のために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり



未然防止の取組の重要性—いじめを許さない子どもを育てる—

- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっていきます。そこには、すべての児童生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方があります。
- ・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応は、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められています。

(2) いじめの未然防止に向けての手だて

<学級経営>

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
 - ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
 - ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるものが多い。「キモイ」「ウザイ」「デブ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。
 - ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
 - ・児童生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
 - ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめることが重要である。
- ▲担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

<授業中における生徒指導>

- ・生徒指導の三機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・楽しい授業・わかる授業を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ・善悪、公正公平な判断ができる児童の育成に努める。

<道徳>

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にす指導の充実に努める。・善悪・公正公平な判断な判断ができる児童の育成に努める。

<学級活動>

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

<学校行事>

- ・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

<児童会活動>

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を進める。

4 指導体制の在り方

(1) いじめの問題への取組チェックポイント

いじめ問題への取組について、法第 22 条の学校いじめ対策組織（いじめ問題対策チーム）、個別案件対応班及び教職員個人が、それぞれの立場で定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行う。

<指導体制>

✓	番号	チェック項目
	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

< 教育指導 >

✓	番号	チェック項目
	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
	5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
	6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
	7	学級活動や児童活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
	8	児童に幅広い生活体験を積みせ、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
	9	教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
	10	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
	11	いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
	12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。

< 早期発見・早期対応 >

✓	番号	チェック項目
	13	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
	14	児童の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
	15	いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
	16	児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
	17	いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
	18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
	19	校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
	20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
	21	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
	22	児童等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

< 家庭・地域社会との連携 >

✓	番号	チェック項目
	23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
	24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校

		便りなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
25		いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
26		P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

平成18年10月19日付け文科初第711号いじめの問題への取組の徹底について（通知）より

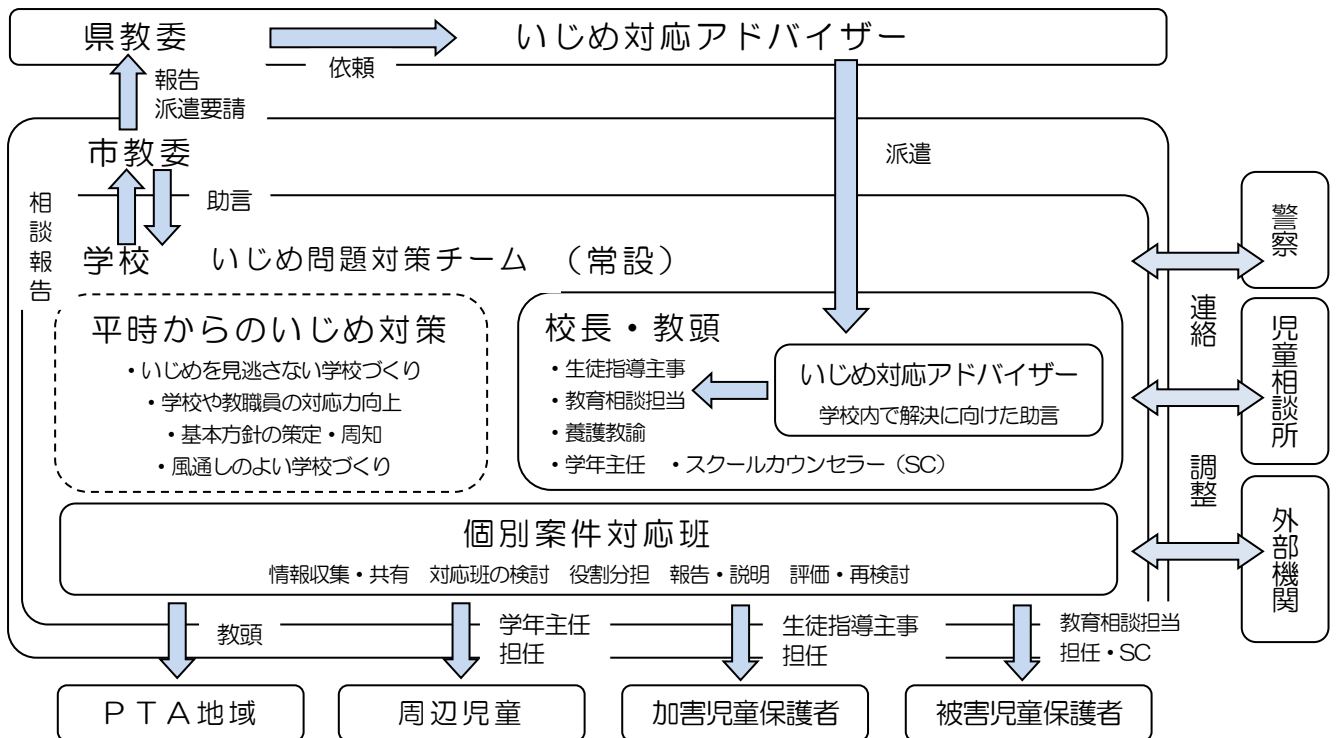
（２）いじめに対する組織的取組

①基本的な考え

全校児童を全職員で見守り、指導・支援していくという体制の中、子どもの日々の生活に目を向け、様々な情報の収集に心がけていく。さらに、その情報を共有し、共通理解を図りながら、いじめに対する取組を行う。

なお、いろいろな専門機関との連携もとりながら、積極的な取組を行う。

②対応の流れ



いじめを見逃さない学校づくり～児童生徒が安心して学ぶことができる環境を～（平成24年10月）参照

* 事実確認と指導にあたっては、学担一人で対応するのではなく校長、教頭、生徒指導主事、学年等で組織的に対応する。

(3) いじめ問題対策チームについて

①目的

組織設置の目的は、いじめの未然防止・認知・早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめを認知した時には、迅速かつ適切な対応を行うこととする。事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行う。いじめの早期発見のために、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決するとともに、相談・通報の窓口であると児童に認識されるように努める。

また、学校いじめ対策組織を「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

②構成

- ア 校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラーで構成する。
- イ 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立した扱いとして組織図に位置づける。いじめの未然防止に向けた取り組みの推進をする。

③機能・役割

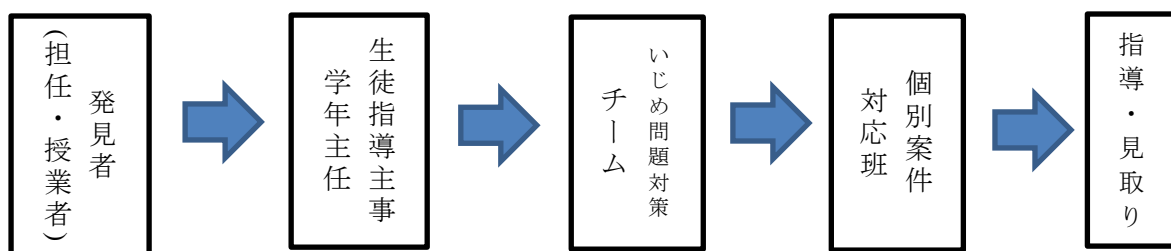
- ア いじめを見逃さない学校づくりの推進
- イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ウ いじめ問題への対応に関する基本方針の策定並びに教職員及び児童、保護者、地域に対する周知
- エ 外部機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- オ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示
- カ 情報の収集と記録、共有
- キ 児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が認識される取り組みの実施

5 いじめの未然防止について

(1) 情報の収集と共有

いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」もの。いじめは人に「死にたい」と思わせるぐらいつらいもの、という特徴をよく理解する。隠したり、抱え込んだりせず、教職員全体で正面から向き合うことが大切である。そのため、いじめ問題対策チームを中心に、日常的に学校全体で子どもの実態把握に努め、教職員相互の情報交換による連携・協力をしていく。いじめの積極的な認知を個人のみではなく組織で行う。

○いじめ認知の基本的な流れ



○いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのようにに等）明確に定める。

（２）研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、毎年いじめ問題に関する校内研修を実施する。日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持つ。

○ 児童アンケート（月１回）の情報集約と活用、スクールカウンセラーとの連携

「友だち関係で心配なことある」「友だち関係で嫌な思いをした」「いじめを受けているのを見た」のいずれか１つに該当した場合、すぐに学年主任に報告し、個別に①被害児童②周囲の児童③加害児童から（別室でなるべく同時に）聞き取りを行う。翌週はいじめ問題対策チームで協議し、毎月のいじめ問題対策チーム会で３か月間の見取りを行う。

（３）いじめを未然に防止できる学級づくり、学校づくり

コミュニケーションを通してより良い人間関係を作る力や問題を解決する力、他人を思いやる心や少々の困難には負けないたくましい力等を身に付けさせるために、学習部、生徒指導部、特別活動部が連携して、学校教育全体を進めていく必要がある。

○いじめについての校内研修会からいじめ発見と対応のスキルを習得する。

○アンガーマネジメントを学ぶ授業を実施する。

○道徳でいじめや人権について考える授業を行う。

○縦割り班活動を通じた思いやりの心を育てる異年齢交流を行う。

○スポチャレなどを通して居場所を作る学級活動を実施する。

○運動会での縦割り班を生かした競技を実施する。

○卒業式で６年生への感謝の念や進級への決意を持たせるために、学年相互のつながりを意識させる指導をする。

（４）風通しの良い職員室

職員相互が協力し、迅速で的確な対応を取ることができるために、日頃からコミュニケーションを取ることがを全員が意識し、明るくあたたかな雰囲気職員室である必要がある。

6 いじめの早期発見について

（１）いじめを発見する手立て

<教師と子どもとの日常の交流を通じた発見>

・自学ノートや日記、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

<複数の教員の目による発見>

・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。

・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすること

も、気になる場面の発見につながる。

- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にする。

＜アンケート調査＞

- ・「ともだちアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
- ・アンケート結果を集計し、いじめ問題対策チームを中心に、学年会や主任会などでも活用し複数の教員で話し合う。
- ・アンケートに書けない子もいるという考えを前提に調査する。
- ・アンケートは4、5、7、9、10、12、1、2、3月に行い、6、11月は全児童を対象に個人面談を行う。
- ・個人面談は、児童との信頼関係作りを目的に行い、学級担任以外に相談してもよいことを必ず伝える。（スクールカウンセラーや校長、電話相談等）

＜教育相談をとおした把握＞

- ・スクールカウンセラーが来る水曜日に相談室を開放し、子どもが自由に出入りできるようにする。スクールカウンセラーが遊びの様子等を観察する場とする。
- ・子どもが希望をする時には、給食準備時間や休み時間を利用して、個別面談ができるようにする。

＜児童会や生徒会が主体となった取組＞

- ・児童会や生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

（2）いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- ・学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・悩み相談箱を設置する（ただし管理を徹底する）。
- ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知する。
- ・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。

- ・関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

（3）保護者や地域からの情報提供

- ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。
- ・より多くの大人が子供のなやみや相談を受け止めることが出来るようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

(4) いじめ発見のポイント

①学校で分かるいじめ発見のポイント

○いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

<学校での一日> ※印無理にやらされている可能性のあるもの
発見の機会観察の視点（特に、変化が見られる点）

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情が冴えず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが酒膳すると嫌がられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が活れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ※他の子の荷物を持って帰る

<注意しなければならない児童生徒の様子>

※印無理にやらされている可能性のあるもの

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる

持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動

②家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

○ いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

○ ネットいじめにあっている子どもが家庭で出すサイン

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

7 いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。必要に応じ、指導主事の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家の派遣、警察等の関係機関の連携等を行う。

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。
- ⑧ いじめの加害者である児童に対して出席停止の措置を行った場合には、学習への支援

など教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。
- ⑦ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等に当たる。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
- ⑤ 出席停止手続きに関し、必要な事項を教育委員会で定め、保護者への周知を図る。

8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- ・ 学校の教職員は、相当の期間が継続するまでは、被害・加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
- ・ 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、安全
- ・安心を確認する。
- ・いじめ問題対策チームでは、いじめが解消に至るまでは被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

9 いじめ防止等の具体的な取組

(1) 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、生徒指導リーフ等を参考にし、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ・定期的に相互授業参観をし、教職員相互で授業を参観し合う。
- ・学校全体で学習規律について共通理解する。
- ・児童が自分の意見や考えを表現する場を設定する。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・いじめ・人権に関わる授業の実施（年3回）
- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画に、終了した内容項目をチェックする。
- ・題材（絵本、ビデオ、その他の資料等）を用いて人権に関わる授業を実施する。
- ・教職員向けの人権研修会を実施する。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・運動会や遠足、宿泊体験学習等で児童実行委員会を設置し、より多くの児童に役割を与える。
- ・児童会の委員会活動等を充実させる。
- ・互いのよさを認め合う取り組み（「人と人をつなぐ言葉の取り組み」）を行う。

(4) 児童会の取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・児童会代表委員会を充実させる。
- ・朝のあいさつ運動を行う。
- ・月の生活目標を意識した委員会活動を行う。

(5) 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・外部の講師を招き、「ネットいじめ防止講演会」を実施する。
- ・年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。
- ・授業参観後の保護者懇談会の場を利用し、保護者を対象とした講演会を実施する。

(6) アンケートや教育相談

定期的なアンケート調査及び教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・アンケート調査を実施し、実態把握に努める。調査結果をもとに、今後の在り方について共通理解を図る。
- ・毎月1回「学年サポート会」を開催し、生徒指導の観点で児童の様子を積極的に学年会で話題にする。
- ・教育相談担当と学級担任の連絡を密にする。

(7) 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、年度当初に生徒指導主事を中心として、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。

(8) 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。
- ・あいさつ運動を実施する（月1回第一月曜日）。
- ・広陽っ子ネット10の約束を確認し、協力を得る。

(9)年間指導計画表

月	いじめの防止等に関わる取組							
	① 授業改善に関する取組	② 道徳や教人の教育充	③ 自己感や有言を自覚する取組	④ 児童会の取組	⑤ 情報モラルの教育充実	⑥ アンケートやア一教談	⑦ 校内の研修	⑧ 家庭や地域の連携
4	重点の確認 1学期の取組の共通理解	重点項目の道徳指導の年間計画表の付	特別活動の年間計画の画計認	児童会の取組の作成	情報モラルの年間指導計画の画計認		生徒指導(学修)の防止基本方針の周知	学校いじめ防止基本方針(HP)
5			〇〇カードの取り組み(年間)			児童理解の会		学校評議員会 学校関係者会 学価委員会
6		道徳の実施状況の確認	「人と人をつなぐ取組の実施(年間)」	たてわり8の字大会				
7	取組の分析・改善点の明確化	いじめ・人権に関わる授業の実施		あいさつ運動(北合同)		学校生活アンケート、アンケート		児童クラブとの情報交換 地域訪問
8	2学期の取組の共通理解					児童理解の会		地域訪問
9				運動会の充実・活りのふりかえり				
10		いじめ・人権に関わる授業の実施の道徳の実施状況の確認		前期ふりかえり	ネットいじめ防止講演会			ネットいじめ防止講演会
11		人権学習会(教員向け)		あいさつ運動(北合同)		児童理解の会	校内研修会	学校評議員会 学校関係者会 学価委員会
12	取組の分析・改善点、3学期の取組の共通理解					学校生活アンケート、アンケート		
1		いじめ・人権に関わる授業の実施				児童理解の会		
2	取組の分析・改善点の明確化	道徳の実施状況の確認 全体計画の指導計画の見直し	特別活動の年間計画の見直し		情報モラルの年間指導計画の見直し			見守り隊ありがとうの会 見守り隊連絡会 学校評議員会 学校関係者会 学価委員会

3	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認		後期ふりかえり		アンケートの見直し	校内研修会(次年度の取組)	
通年	生徒指導の機能を生かした授業改善 「若プロ」の開催	年間指導計画に基づく道徳の時間の実施 授業参観において道徳の実施(各担任1回ずつ)	児童会の活動の充実 児童実行会の開催	月目標をたし意識委員会活動 児童代表の開催	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施	学年サポート会(毎月1回)アンケート調査又は面談(毎月1回)		集団登校の実施 PTAによるあいさつ運動(毎月第一月曜) 学校だより、学級だより、学校HPの更新 保護者への連絡

10 主な相談機関の案内

相談機関 電話番号 受付時間	相談機関 電話番号 受付時間
24時間いじめ相談テレホン 076-298-1699 24時間受付	白山市教育センター教育相談 076-275-7566 月～金 9:00～16:00
石川県こころの健康センター 076-238-5761 月～金 8:30～17:15	石川県中央児童相談所 076-223-9553 月～金 8:30～17:45
石川県家庭教育電話相談 076-263-1188 月～金 9:00～17:00	いじめ110番(県警少年サポートセンター) 0120-617-867 24時間受付
「子どもの人権110番」(金沢地方法務局) 0120-007-110 月～金 8:30～17:15	野々市市子ども相談ダイヤル 076-246-7830 月～金 9:00～17:00
チャイルドラインいしかわ 0120-99-7777 月～土 16:00～21:00	野々市市教育センターふれあい相談 076-248-8456 月～金 9:00～17:00
金沢こころの電話 076-222-7556 月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00	金沢市教育プラザ富樫 こども総合相談センター 076-243-1019 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00